

中川町地域資源デザイン委託業務企画提案実施要領

1 業務名

山村活性化支援交付金事業 中川町地域資源デザイン委託業務

2 本要領の目的

本要領は、中川町が「山村活性化支援交付金事業 中川町地域資源デザイン委託業務」の委託の相手方を選定する企画提案の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務の目的

地域が潜在的に抱える森林資源のうち未利用資源に着目し、マーケティングやブランディングを通じて価値創造を図り、雇用創出や産業振興を実現する。

中川町の87%を占める森林には、地域が利用していない資源が潜在している。これら未利用資源は、正しい市場調査に基づく商品イメージの制作、販売プロモーション、デザイン性の高い宣伝媒体の制作等により、疲弊する地方を救う価値に変えることが出来る。

森林文化再生事業を核とし、貴重な森林資源のさらなる有効活用を模索する本町の理念を踏まえ、未利用森林資源を「デザイン」によって価値に変えることを目的とする。

(2) 業務規模

2,500,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

(3) 履行期限

平成29年11月30日（木）

4 業務内容

(1) タペストリー制作（夏・秋）

(2) ポスター制作（夏・秋）

(3) パンフレット改修

(4) 未利用材を用いたアウトドア用品 デザイン、設計図作成及び試作

(5) 特産品を用いた食品 デザイン及び試作

(6) WEBの改修

※（3）、（6）の現状については <http://kikori.life/> をご参照ください。

5 提出書類

(1) 参加表明書（様式2）

(2) 業務提案書

① 業務体制（様式4）

- ② 業務計画（様式 5）
- ③ 業務提案書（様式 6）
- ④ 参考見積書（様式 7）

見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

6 提出方法等

(1) 提出部数

下記「企画提案に係るスケジュール」参照

(2) 提出先

〒0989-2802 中川郡中川町字中川 337 番地 中川町役場産業振興課産業振興室
担当：高橋、下村

☎ 01656-7-2816、FAX 01656-7-3511

(3) 提出期限

- ①参加表明書 平成 29 年 7 月 31 日（月）
- ②業務提案書（一式）平成 29 年 8 月 14 日（月）

いずれも午後 5 時必着

(4) 提出方法

上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出すること。（郵送の場合も期限日必着）

7 企画提案に係るスケジュール

事項（提出期限）	提出部数	提出期限
参加表明書	1 部	7 月 31 日（月）
質問・質問回答書	1 部	7 月 31 日（月）
業務提案書（一式）	10 部	8 月 14 日（月）
書類審査		8 月中旬予定
選定団体の等の発表		8 月中旬予定
選定団体との契約予定日		8 月下旬予定

8 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、原則「質問・質問回答書」（様式 8）を提出するものとする。

(1) 質問受付

① 受付期間

平成 29 年 7 月 24 日（月）～7 月 31 日（月）午後 5 時

② 提出方法

e-mail または FAX で「質問・回答書」を受け付ける。メールでの送付の場合、件名は「中川地域資源デザイン委託業務に係る質問」とすること。

③ 提出先

〒0989-2802 中川郡中川町字中川 337 番地 中川町役場産業振興課産業振興室
担当：高橋、下村

☎ 01656-7-2811、FAX 01656-7-3511

e-mail アドレス：nakagawa-sangyo@town.nakagawa.hokkaido.jp

(2) 回答

質問に対する回答は質問者に対してのみ回答する。提出期限までに到着しなかった質問書に対しては原則回答しない。

9 企画提案の審査

提出された企画提案は、中川町職員により構成される「中川町地域資源デザイン委託業務企画提案選定委員会」（以下委員会という。）において、「評価の視点」に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案を提出した参加者を本件業務の契約候補者として決定する。提出する企画提案は1参加者につき1つに限る。

また、企画提案書の提出後、企画提案書について発表（プレゼンテーション）する機会を設ける。

なお、審査対象者が1社の場合でも審査を実施し、最低基準点を超えた場合には契約候補者として選定する。

(1) 日時 平成29年 8月

(2) 会場 中川町役場会議室 A

(3) 審査の結果は、確定後速やかに対象者全員に郵送により通知するが、審査の過程は公表しない。

10 評価の視点

選定の評価基準は、提案書の内容を下記項目に基づき評価、点数化し、総合得点の高いものを採用する。

この際、総合得点の最も高いものが複数ある時は、「2. 提案内容の適確性」における点数の上位者を採用する。総合点数及び「2. 提案内容の適確性」が同点の場合「1. 業務の理解度、安定性」における点数の上位者を採用する。全項目が同点の場合はくじ引きとする。

評価項目	評価のポイント	配点
1. 業務の理解度・安定性	①受託実績	10
	②本業務に対する理解度、取組み姿勢	20
	③今後長期間にわたり本町と連携することとなるパートナーとしての安定性、適確性	10
	④地元業者等との連携や活用について、いかに配慮がなされているか等	10
2. 提案内容の適確性	⑤提案内容のコンセプトが当町の考え方に適しているか	30
	⑥販売戦略や販路のイメージ	30

	⑦制作物等のデザイン性	30
	⑧制作物等のインパクト	30
3. コスト	⑨当該業務の目的とする効果をいかに良質、低価格に提供できるか	30
合計		200

1.1 企画提案書の取扱い

- (1) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 採用となった企画提案書の著作権は、中川町に帰属する。
- (4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、内容の一部の変更を指示する場合がある。

1.2 その他

(1) 失格要件

以下の場合には、審査委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- ① 企画提案書に虚偽の記載・申告がある場合
- ② 企画提案書に記載された総括責任者が、極めて特別な事情がある場合（死亡・入院等）を除き、担当できないことが明らかになった場合
- ③ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ その他審査委員会において不相当と認められた場合

(2) 企画提案の費用

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに係る一切の経費は参加者の負担とする。

(3) 設計・製作等の委託

- ① 原則として、契約候補者に選考された者に中川地域資源デザイン委託業務を委託する。
- ② 契約候補者との委託業務の契約手続きは、中川町財務規則等に基づき行う